

## 茨木市立保育所民営化基本方針（案）

（平成24年3月 日市長決定）

### 1 目的

近年では、核家族化や少子高齢化の進展をはじめ、女性の社会進出による共働き世帯の増加、また、多様化する就労形態に伴う保育需要の拡大など、保育サービスの迅速かつ柔軟な対応が求められており、従来からの公・私協調した保育サービスの提供はもとより、今日的課題を踏まえた公・私立保育所(園)の適切な役割分担のもと、全ての子どもたち及びその保護者に対する支援を推進するとともに、次世代に負担を先送りすることがないように、将来のまちの発展及び財政の健全性の確保を見据えた、より効率的・効果的な保育行政の展開を図る。

### 2 市立保育所の機能と役割

平成18年1月に決定した民営化基本方針を継承しつつ、存続する市立保育所については、地域における子育て支援の拠点施設の一つとして、次のような機能と役割を有する保育所として位置づけ、全ての子どもたちとその保護者の支援に努めるとともに、関係団体等と連携しつつ、より一層、地域の子育て力の向上を図る。

- (1) 地域の子育て支援の拠点施設として、地域子育て支援情報の収集・提供に努めるとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、入所児童はもちろんのこと、在宅子育て家庭の子どもに対するセーフティネットとしての役割を担う。
- (2) 一人ひとりの子ども達の発達を支援するため、障害児保育の実績を継承しつつ、保育所機能を地域展開し、発達障害の子どもたちを含め、在宅子育て家庭における障害のある子どもたちに対しても支援する。
- (3) 私立保育園をはじめ、既存の子育て支援ネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携し、より一層、地域の子育て力の向上を図る。

### 3 民営化の考え方

- (1) 市立保育所の民営化は、保育環境の変化を最小限に止めるよう、これまでの民営化事業の評価結果を踏まえ、民営化の手法や移管条件などの留意事項等に対する改善を行い、より一層、円滑な移行に努めることとする。

- (2) 将来のまちの発展及び財政の健全性の確保を見据えた、より効率的・効果的な保育所運営の展開を図るとともに、私立保育園の柔軟性や即応性を活かした地域で求められる保育ニーズに適切に対応することとする。
- (3) これまでの連携・協力した取り組みをより発展させるよう努めるとともに、私立保育園の責務として、創意工夫した保育サービスを提供する中心的役割を担うこととする。
- (4) 行政の責務として、引き続き、保育サービスの水準の維持・向上に向けた支援策を検討するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、地域の子育て力の向上に努めることとする。

#### 4 民営化する保育所の考え方（施設配置）

（今後、検討）

#### 5 民営化する保育所の選定

（今後、検討）

#### 6 民営化の方法

##### (1) 移管先法人の募集及び選定

移管先法人の募集については、公募を基本とする。

移管先法人の募集における応募資格や条件などの詳細については、別途、募集要領を定めることとする。

移管先法人については、保育所運営の安定性と継続性の確保及び土地・建物等の移管条件を勘案し、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を運営する北摂地域に本部のある社会福祉法人とする。

ただし、茨木市内に法人本部を設置し、茨木市内において、社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を営む社会福祉法人については、この限りではない。（現在、検討中）

移管先法人の選定については、「（仮称）茨木市立保育所移管先法人選定委員会」を設置し、応募法人の経理状況をはじめ、保育目標及び内容や保育サービスの充実など、総合的に評価し、選考する。

選考内容等については、「(仮称)茨木市立保育所移管先法人選定委員会」において決定する。

## (2) 移管の条件

### 土地及び建物等

ア 土地については、無償貸与とする。

ただし、認可保育所(園)の指導監査を通じて、移管先法人の運営状況を把握するとともに、行財政改革の視点から、将来的には、有償貸与及び譲渡についても検討できることとする。

イ 建物及び備品等については、無償譲渡とする。

### 保育環境の変化への対策

市立保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、以下に示す事項を移管条件として、移管先法人にその履行を義務付けることとする。

ア 保育士の配置は、市の配置基準に合わせて配置すること。

イ 保育士の年齢構成は、保育士の専門性を考慮し、一定の経験を有した保育士を配置すること。

ウ 保育時間は、当該保育所が実施している保育時間を最低限、遵守すること。

エ 費用負担については、保護者負担の軽減を図るとともに、これまで徴収している費用以外の経費を求める場合は、三者協議会において協議すること。

ただし、保護者が希望するサービスを提供した場合は、この限りでない。

オ 休園日は、日曜日、祝祭日及び年末年始とすること。

カ 給食は、アレルギー及び宗教食の対応を行うこと。

キ 健康診断は、法令等に基づき、実施するとともに、子どもの状況を踏まえ、適切に対応すること。

ク 障害児保育は、保育所保育指針及び茨木市障害児保育実施要綱に基づき、適切に実施すること。

ケ 苦情処理は、法令等に基づき、必要な措置を講じるとともに、適切に対応すること。

コ その他、必要な事項については、本市と移管先法人が締結する協定書において規定する。

### 保育サービスの充実

近年では、多様化する就労形態に伴う保育需要の拡大など、保

育サービスの迅速かつ柔軟な対応が求められていることから、市立保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限に止めることに配慮しつつ、地域で求められる保育ニーズを十分に把握し、柔軟に対応することとする。

### (3) 移管先法人への引継ぎ

市立保育所の民営化に伴って、これまでの保育士が全員変わるなど、子どもたちへの保育環境が大幅に変化することから、移管先法人の保育士等が当該保育所の保育士等と連携・協力して保育に携わり、その影響を最小限に止めるよう努めることとする。

また、移管先法人への引継については、本市が指定する引継期間において、合同保育の期間を選択することとし、引継保育の期間と合わせて、最低1年以上の引継期間を設けることとする。

### (4) 三者協議会の設置

移管先決定後及び移管後は、当分の間（移管時の園児が在園している間）当該保育所の保護者、移管先法人、茨木市の三者で組織する三者協議会を設置することとする。

また、三者協議会は、移管条件や保育内容の継続性等について、確認し合うとともに、問題点等の改善に向けて、三者の適切な役割分担のもと、それぞれの責務を果たすよう努めることとする。

## 7 民営化の年次計画

(今後、検討)

## 8 民営化基本方針実施要領

この度の民営化基本方針の改定については、これまでの民営化事業の評価結果に基づき、今日的課題を踏まえた市立保育所の機能と役割や民営化の方法など、より明確にするため、新たに民営化基本方針の実施要領を策定し、より一層、市としての説明責任を果たすとともに、民営化保育所の円滑な移行及び移管後の適切な運営に努めることとする。

## ブロック別保育所（園）配置状況

（ ）内は定員：名

ブロック	市立保育所名	私立保育園名
東	総持寺(70)・鮎川(120)	茨木山水(150)・ちとせ(130) 末広(90)・白川敬愛(149) さくらんぼ(30)・あいの三島(120) 庄(70)・東さくら(120)
西	春日(90)・下穂積(120)	ほづみ(90)・なかよしわんぱく(60) こどもの園敬愛(120)・松ヶ本(90) 新設予定(90)
南	沢良宜(90)・玉島(120)	東奈良敬愛(90)・たんぼぼ(90) 天王(160)・おとのは(90) 水尾(120)・玉櫛たちばな(120) 新設予定(90)・新設予定(30)
北	道祖本(170)・郡(120)	たんぼぼ安威(160)・山手台(90) 彩都(90)・豊原学園(90) 郡山敬愛(120)・彩都敬愛(30)
中央	中央(110)・中津(120)	茨木(70)・たちばな(180) ひだまり(60)・たんぼぼ中条(150)

東ブロックの東さくら保育園は、建替に伴い、平成24年度から定員が90名から120名に変更。

また、白川敬愛保育園の定員149名は、くるみ乳児園（29名）を含む。

南ブロックの新設予定の2保育園は、「たんぼぼbambi保育園（0歳、1歳児のみ）」と「くるみ敬愛保育園」。ただし、平成24年10月の「くるみ敬愛保育園」の開園に伴い、くるみ乳児園は廃園となる。



